

聖籠町 結婚新生活支援補助金

新生活にかかる費用を補助します

1世帯あたり最大 **60万円**※

住居、引っ越しにかかった経費を補助します

※夫婦ともに満29歳以下の場合60万円が上限、
夫婦の一方、またはともに30〜39歳の場合30万円
が上限です。

対象世帯

令和5年3月1日〜令和6年3月31日に婚姻した

- ①〜⑥の要件をすべて満たす世帯
- ①夫婦ともに申請する聖籠町内の住宅に住居登録し、かつ補助金の交付日から2年以上継続して町内に居住する意思がある
- ②夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下
- ③夫婦それぞれの年間合計所得金額の合算額が500万未満※
- ④税の滞納がない（転入前の市区町村税を含む）
- ⑤過去にこの制度に基づく補助金の交付を受けたことがない
- ⑥夫婦ともに聖籠町暴力団排除条例に規定する暴力団員でないまたは暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有していない

※ 夫婦に貸与型奨学金を返済している人がいる場合は、令和4年中に支払った額を控除した額で判定します。



お問い合わせ

聖籠町役場 総合政策課 政策係

TEL: 0254-27-2111 Email: sousei@town.seiro.niigata.jp

<https://www.town.seiro.niigata.jp/sousei/06kekonnnsien.html>



対象経費

婚姻に伴い、令和5年4月1日～令和6年3月31日の間に支払った住居費（購入、賃借、リフォーム（※））、又は引越費用

（※）リフォームに要した費用は、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用が対象。（倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用については対象外。）

補助金額

1世帯当たり30万円を上限に、実際に支払った経費を補助します。
夫婦ともに婚姻日における年齢が満29歳以下の場合には上限額が60万円となります。

申請から補助金交付までの流れ

令和5年7月3日(月)から受付開始 ※予算上限に達し次第受付を終了しますので、お早めにお申込みください。

①申請書提出

提出書類を全てそろえ、役場2階総合政策課へ提出してください。

不足書類がある場合は受理できない可能性がありますので、事前相談をおすすめします。

審査完了後、2週間程でご自宅に交付決定通知書を郵送します。

対象経費
支払完了

②報告書提出

補助対象経費の支払いが完了したら、実績報告書と経費を支払ったことが分かる領収書等を提出してください。

審査完了後、ご自宅に確定通知書を郵送します。

確定
通知書
の受領

③請求書提出

通知書の受け取り後、補助金交付の請求書に、振込を希望する口座情報を記入して提出してください。

※交付に当たっては、アンケートの提出が必須となりますので、ご協力をお願いします。

申請の金額に変更がある場合は、変更申請が必要となります。該当する場合は、あらかじめご相談ください。

提出書類 ～指定様式は「町ホームページ」または「役場2階 総合政策課」で入手できます～

共通の提出書類（全員が提出）

- ・ 聖籠町結婚新生活支援補助金交付申請書
- ・ 同意書兼誓約書
- ・ 夫婦の婚姻日が確認できる書類（婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本の写し）
- ・ 住民票の写し（夫婦双方の住所が記載されたもの）
- ・ 夫婦双方の所得証明書（市区町村が発行する令和4年分の所得を証明するもの）
- ・ 夫婦双方の市区町村税の納税証明書又は完納証明書（市区町村が発行する令和4年度分の納税状況を証明するもの）

該当者のみ提出する書類

※申請する内容に応じて提出書類が異なります。

- <住宅を賃借した場合>
 - ・ 住宅の賃貸借契約書の写し
 - ・ 住宅手当支給額が確認できるもの（夫婦双方のもの）
- <住宅を購入・新築・リフォームした場合>
 - ・ 住宅の売買又は工事請負契約書の写し
 - ・ リフォームの場合は、リフォームの内訳が確認できる見積書等の写し
- <夫婦に貸与型奨学金の返済を行っている人がいる場合>
 - ・ 貸与型奨学金の返済額が確認できる書類

※この他に提出をお願いする書類がある場合があります

補助金の利用を検討される場合は聖籠町役場総合政策課まで
事前にご相談ください

※不足書類がある場合は申請を受理できない可能性があります